

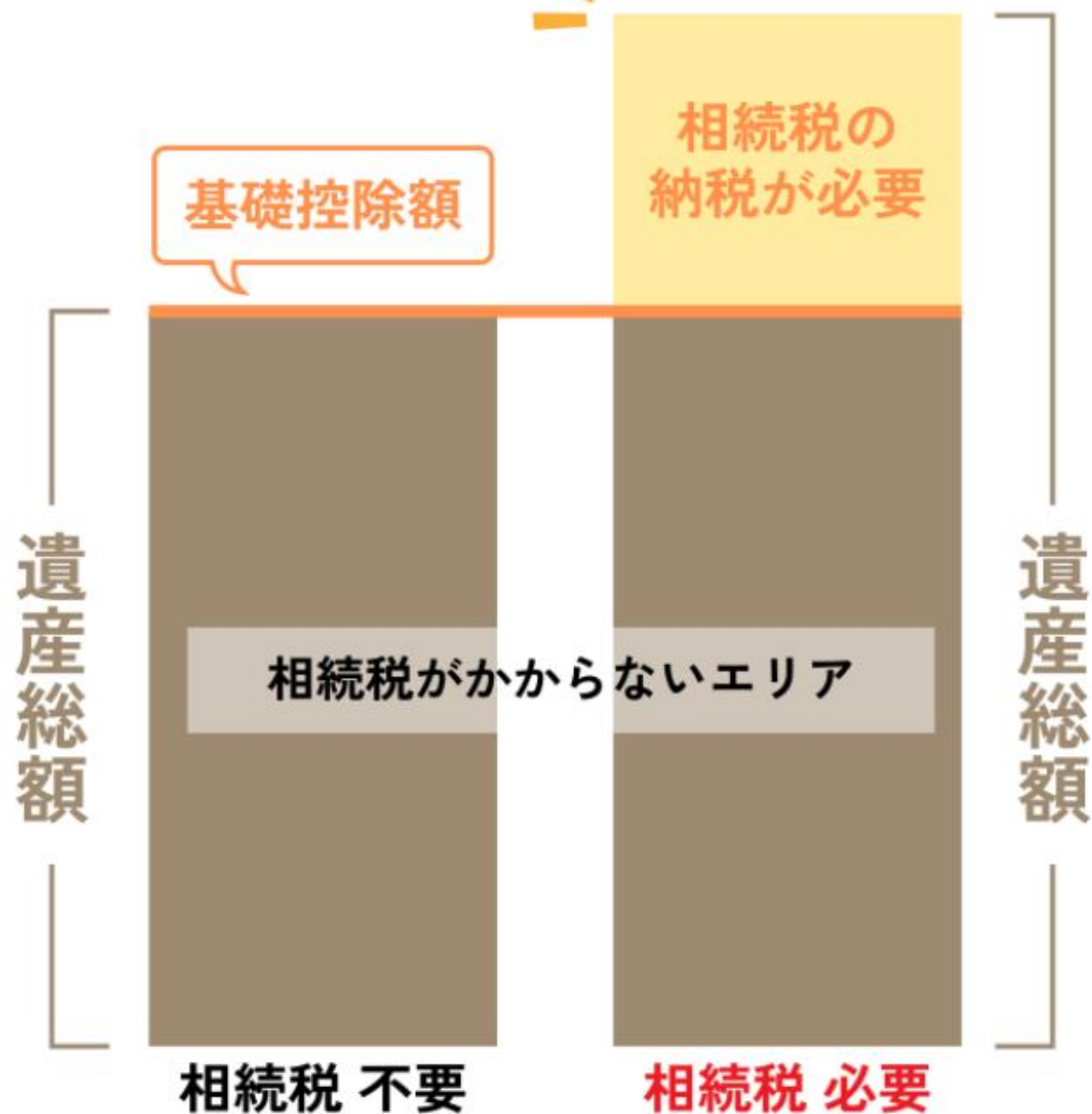
葬儀と相続

その2 相続と節税対策

相続から申請までの流れ

相続の基本 ⇒ 財産目録の作成 ⇒ 相続方法(節税対策)
⇒ 遺言書・遺産分割協議書 ⇒ 相続の申請 ⇒ 税務署
の調査

相続の基本



・遺産総額とは被相続人（故人）が持っていた全ての財産のことです。相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用」の金額の合計額を差し引いた金額）が、「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要がある。

・相続税の基礎控除額

・相続人が1人（配偶者のみ）

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 1\text{人} = 3,600\text{万円}$$

・相続人が2人（配偶者と子供1人）

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 2\text{人} = 4,200\text{万円}$$

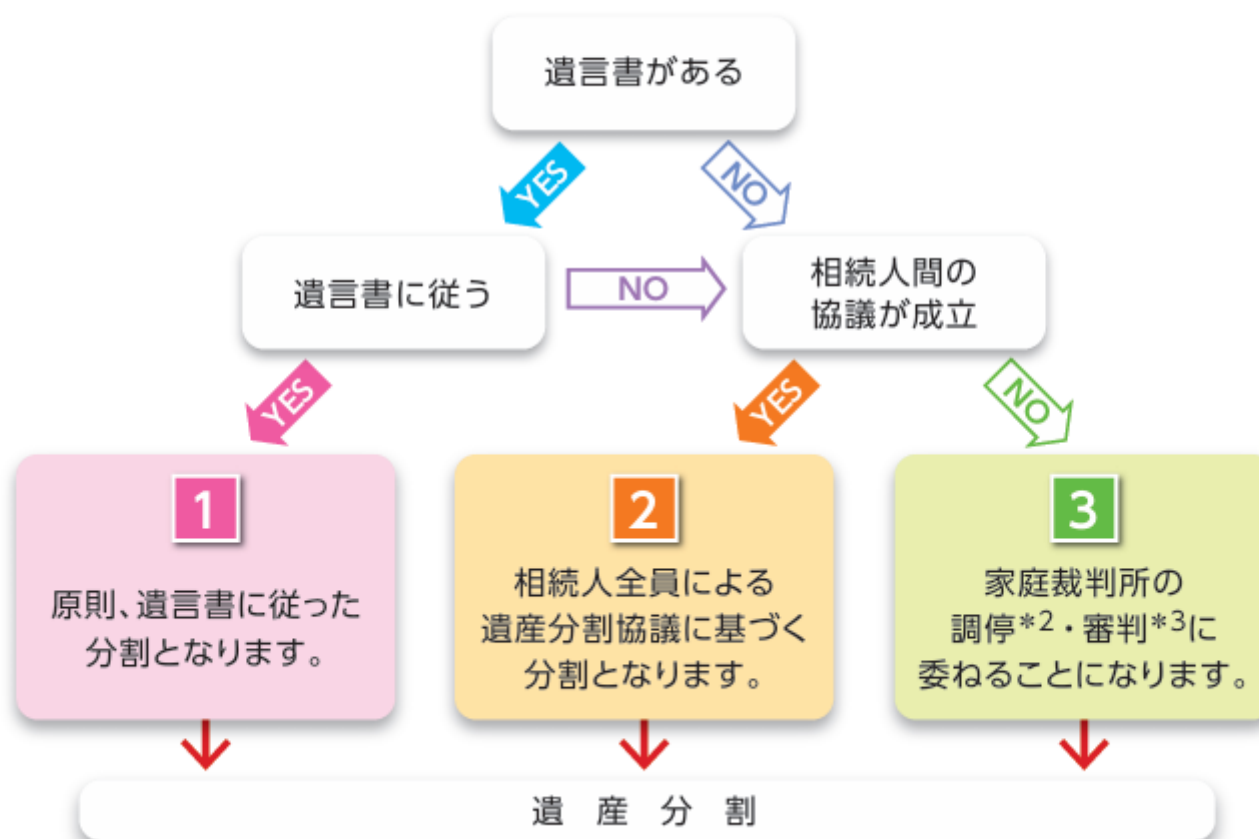
・相続人が3人（配偶者と子供2人）

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} = 4,800\text{万円}$$

相続の豆知識

財産の分け方について

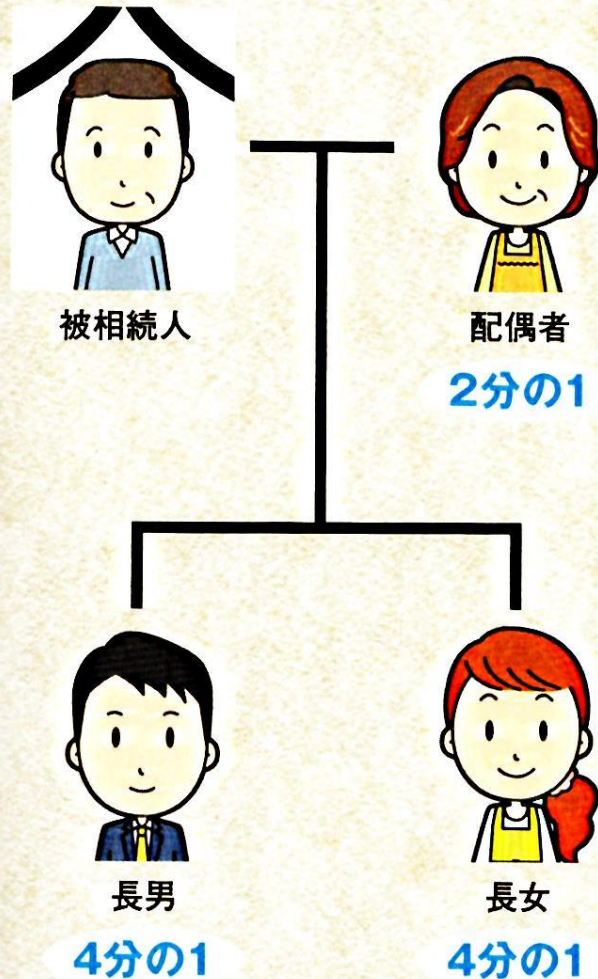
遺産の分割については、民法では次の**3つの方法**が定められています。
ただし、遺留分*¹を侵害した遺言書の場合は、遺言書どおりの分割にならない
こともありますのでご注意ください。



法定相続分の割合例

ケース2

配偶者と子どもが2人いる



ケース1

相続人が配偶者のみ



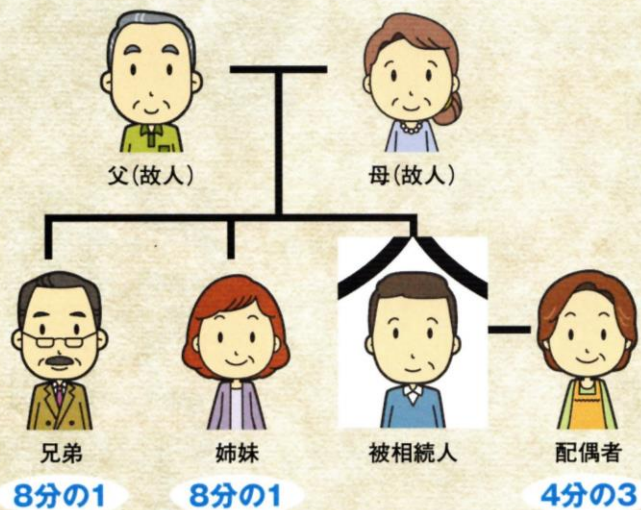
配偶者のほかに相続人がいない場合は、
すべての遺産を配偶者が相続する

ケース1は、配偶者の他に相続人がいない場合、すべて遺産を相続する。
(配偶者の両親が亡くなっている、兄弟がいない場合)

ケース2は、法定相続分の割合の例であり、実際には相続者同士で任意に決めることができる。

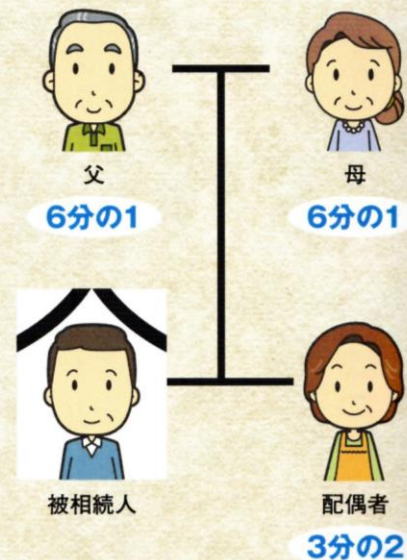
ケース4

子どもがなく両親も故人



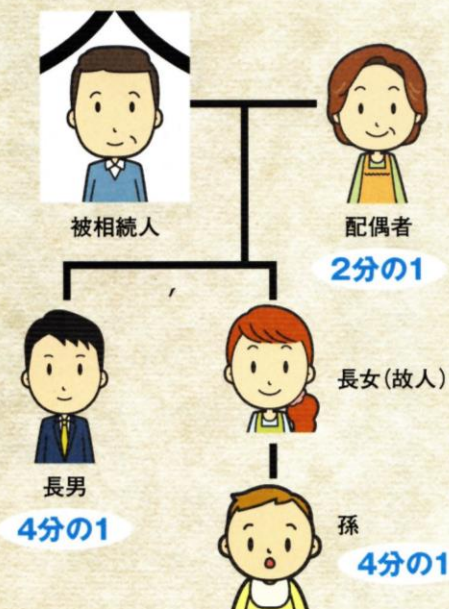
ケース3

子どもがなく両親が健在



ケース5

子どもが故人または廃除



知っておきたいキーワード

●代襲相続とは

死亡または廃除などの理由により、相続権を失った人に代わって、直系卑属である孫が同一順位で相続人となること

●廃除とは

被相続人が、虐待を受けたり、著しい非行があったなど、その人に相続権を与えたくない場合に、相続権をはく奪すること。廃除するには、被相続人が家庭裁判所に申し立てをするか、遺言書に意思表示し、認められることが必要

●遺産分割協議書とは

遺言書がない場合に、相続人による話し合いで合意した遺産の分割方法を取りまとめ、全員の合意書として成立させる書類のこと。誰がどの遺産を受け取るかを具体的に記載し、名義変更などに使う(46ページ参照)

▼相続税の金額はどうやって決まるの?▼

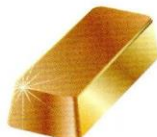
相続するすべての財産が相続税の対象



現金・預貯金



土地・建物



貴金属



美術品・骨董

相続財産が多ければ多いほど相続税額はアップ!

相続税は相続する財産が多ければ多いほど税額が高くなる仕組みになっています。大都市圏で地価が上昇していることもあって、相続税の対象となる世帯が増えています。自分は無関係とは考えずに、まずはチェックしてみてください。

相続人1人につきプラス600万円の控除



相続人が1人

控除額 **3,600万円**



相続人が2人

控除額 **4,200万円**



相続人が3人

控除額 **4,800万円**

法定相続人の人数が増えるほど控除額がアップ!

法定相続人というのは法律で定められた相続の権利がある人のことです(20ページ参照)。基礎控除として3,000万円、相続人ひとりにつき600万円が相続する財産から控除されるため、相続人が多いほど控除される額が増えていきます。



**実際は複雑な計算が必要になるため
まずは早見表でチェックしてみよう!**

相続税の控除額

相続税は、相続する財産が多ければ多いほど税額が高くなる仕組みとなっている。

基礎控除として、3,000万円、相続一人につき600万円が相続する財産から控除されるため相続人が多いほど控除される額が増えていく。

・相続人が1人

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 1\text{人} = 3,600\text{万円}$$

・相続人が2人

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 2\text{人} = 4,200\text{万円}$$

・相続人が3人

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} = 4,800\text{万円}$$

相続税対象金額

相続金額－控除額

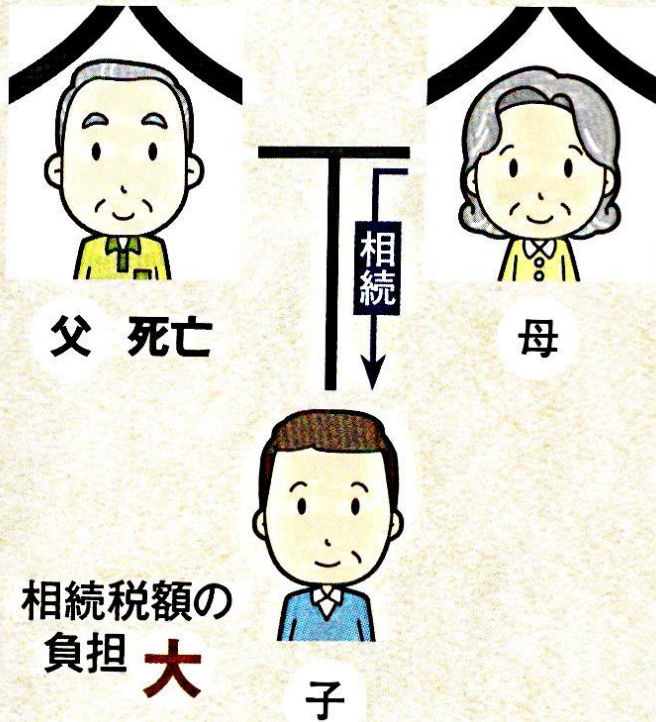
(マイナスの場合は 相続税 0円

プラスの場合は 相続税がかかる)

相続する財産は、**正直**に申告すること。
過少申告すると過少申告加算税、財産を意図的に隠すと「重加算税」が科される。

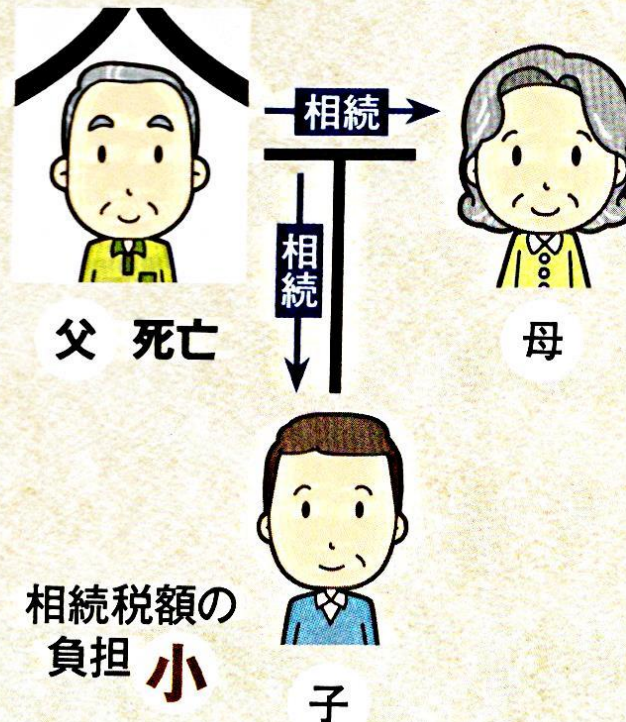
一次相続と二次相続とは

二次相続



すでに配偶者を亡くしている被相続人が子どもを残して亡くなった場合。子どもだけに相続されるため、相続税の負担が大きくなる

一次相続



被相続人が配偶者と子どもを残して亡くなった場合。配偶者に財産の大半を相続すれば、子どもに掛かる相続税の負担は小さくなる

相続税対策は2度目の相続も考える

一次相続：両親のどちらかが亡くなった時の相続

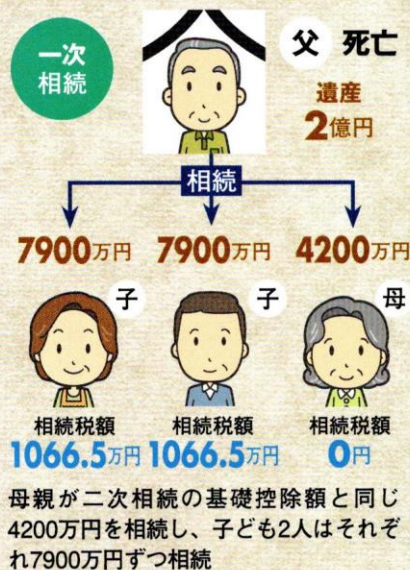
二次相続：残されたもう一人が亡くなった時の相続

- ・一次相続で母に100%相続すると、相続税は0円であるが、二次相続で母の財産がすべて子に掛かるため相続税が大となる。
- ・一次相続で母の相続金額をいくらにするかによって二次相続で子の相続税額が決まる。(PPT12)

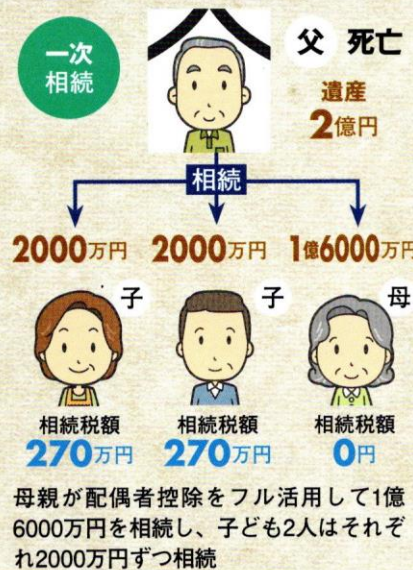
分割の仕方によってトータルの納税額が変わる

※父の遺産が2億円で、子ども2人の場合

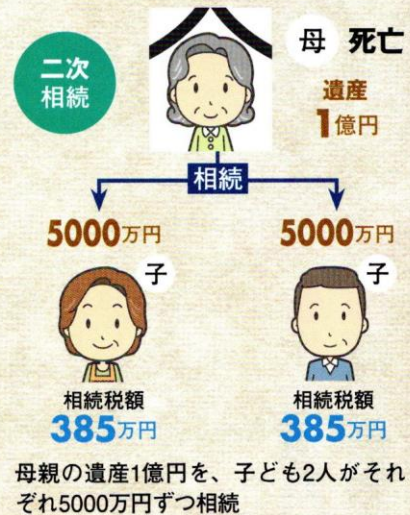
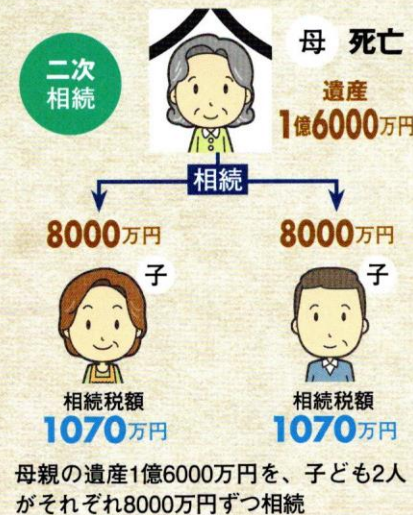
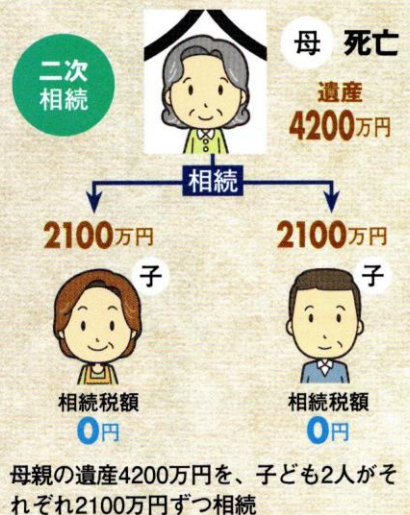
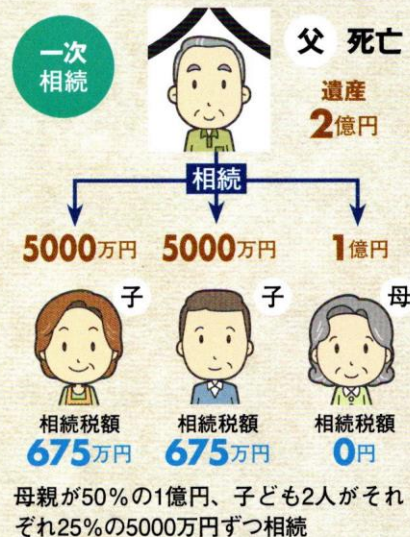
パターンC 二次相続の税額をゼロにする分割



パターンB 配偶者控除を最大限に活用する分割



パターンA 法定相続分で分割



一次相続と二次相続の合計相続税額 **2133万円**

一次相続と二次相続の合計相続税額 **2680万円**

一次相続と二次相続の合計相続税額 **2120万円**

納税対策は二次相続まで考慮して子への相続額を決める。

配偶者は、1億6000万円までは無税

- ・実際の取得金額が1億6000万円または法定相続分以下なら相続税はゼロ。
- ・取得金額1億6000万円および法定相続分以上の場合は差額部分に対して相続税が発生する。

遺産額2億は、遺産総額から基礎控除額を差し引き金額

パターンA(法定相続分)の例

1次相続(2億円)

配偶者 0円 (配偶者の特例を受ける)

子 1350万円 (PPT10 表の赤枠)

2次相続(1億円)

子 770万円 (PPT11 表の青枠)

相続税の合計 2120万円

母親の相続金額によって相続税が変わってくる。

相続税早見表 配偶者と子どもの場合

相続人 相続額	 配偶者+子ども1人				 配偶者+子ども2人				 配偶者+子ども3人				 配偶者+子ども4人			
4,000万円	—				—				—				—			
5,000万円	40万円				10万円				—				—			
6,000万円	90万円				60万円				30万円				—			
7,000万円	160万円				113万円				80万円				50万円			
8,000万円	235万円				175万円				138万円				100万円			
9,000万円	310万円				240万円				200万円				163万円			
1億円	385万円				315万円				263万円				225万円			
1億5,000万円	920万円				748万円				665万円				588万円			
2億円	1,670万円				1,350万円				1,218万円				1,125万円			
2億5,000万円	2,460万円				1,985万円				1,800万円				1,688万円			
3億円	3,460万円				2,860万円				2,540万円				2,350万円			
3億5,000万円	4,460万円				3,735万円				3,290万円				3,100万円			
4億円	5,460万円				4,610万円				4,155万円				3,850万円			
4億5,000万円	6,480万円				5,493万円				5,030万円				4,600万円			
5億円	7,605万円				6,555万円				5,963万円				5,500万円			

相続財産が多いほど税額アップ

相続人が多いほど税額ダウン

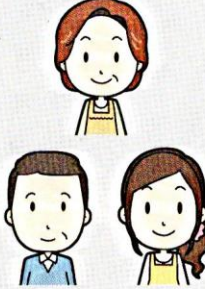
※相続税額は法定相続人が法定相続割合で相続し、配偶者控除のみを適用したものととして算出しています。

相続早見表

- ・遺産総額と相続人の人数を把握している場合は下記の早見表からだいたいどれくらいの相続税がかかるのか把握することができる。
- ・早見表は「配偶者控除の特例」を適用後の相続税の総額を記載。

「配偶者控除の特例」

配偶者（夫または妻）が遺産を相続した場合に、一定額までが非課税とされ、夫婦間の相続税の負担が大幅に軽減される制度。配偶者が相続した遺産が1億6,000万円以下なら、配偶者にかかる相続税はゼロになる。

相続人 相続額	 子ども1人	 子ども2人	 子ども3人	 子ども4人
4,000万円	40万円	—	—	—
5,000万円	160万円	80万円	20万円	—
6,000万円	310万円	180万円	120万円	60万円
7,000万円	480万円	320万円	220万円	160万円
8,000万円	680万円	470万円	330万円	260万円
9,000万円	920万円	620万円	480万円	360万円
1億円	1,220万円	770万円	630万円	490万円
1億5,000万円	2,860万円	1,840万円	1,440万円	1,240万円
2億円	4,860万円	3,340万円	2,460万円	2,120万円
2億5,000万円	6,930万円	4,920万円	3,960万円	3,120万円
3億円	9,180万円	6,920万円	5,460万円	4,580万円
3億5,000万円	1億1,500万円	8,920万円	6,980万円	6,080万円
4億円	1億4,000万円	1億920万円	8,980万円	7,580万円
4億5,000万円	1億6,500万円	1億2,960万円	1億980万円	9,080万円
5億円	1億9,000万円	1億5,210万円	1億2,980万円	1億1,040万円

相続財産が多いほど税額アップ

相続人が多いほど税額ダウン

二次相続税早見表

節税対策

被相続人は、生前に二次相続まで考慮して子への相続額を安くするために1次相続をいくらにしたら良いか税理士に計算してもらう。

二次相続までを考慮した納税額の一例

相続金額 1 億円の場合

計算は相続税計算シミュレーションによる

1 次相続

配偶者の持分の割合	100%	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	0%
配偶者の持分	1 億円	9000万円	8000万円	7000万円	6000万円	5000万円	4000万円	3000万円	2000万円	1000万円	0 円
母、子2人 A	0	63万円	126	189	252	315	378	441	504	567	630
特例を受けない B	630万円	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630

2 次相続

子2人 C	770万円	620	470	320	180	80	0	0	0	0	0
合計納税額 A+C	770万円	683	596	519	432	395	378	441	504	567	630
特例を受けない合計 B+C	1400万円	1250	1100	950	810	710	630	630	630	630	630

遺産総額の金額は、各種特例や非課税枠及び債務控除等を控除済みの課税価格の金額
障害者控除、未成年者控除等の税額控除や2割加算は考慮できません。

A：「配偶者控除」の特例を適用後の相続税の総額

相続金額 8 0 0 0 万円の場合

1 次相続

配偶者の持分	8000万円	7200万円	6400万円	5600万円	4800万円	4000万円	3200万円	2400万円	1600万円	800万円	0円
母、子2人 A	0	35	70	105	140	175	210	245	280	315	350
特例を受けない B	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350

2 次相続

子2人 C	470	350	230	140	180	0	0	0	0	0	0
合計納税額 A+C	470	385	300	245	320	175	210	245	280	315	350
特例を受けない合計 B+C	820	700	580	490	530	350	350	350	350	350	350

1 次相続で母親の持ち分を
いくりにしたら節税できる
かの試算。

この試算をみると一次相続
の配偶者の持分にもよるが
配偶者の持ち分の割合が、
40～50%が節税となるこ
とが分かる。

＊

相続税計算シミュレーションで検索
相続税計算シミュレーションー税理士
法人チェスター
(無料 数値を入力すれば納税額が
出る。)

財産目録 (●●○○年 ○月○日)

※財産目録には決まった書式はない。この見本を参考にパソコンで作成しても、手書きでもOKです。

1 不動産

番号	所在	地目等	面積	評価額	備考
1	東京都○○区○○町○丁目○番○	宅地	120.56㎡	○○○万円	自宅
2	同上	居宅	85.00㎡	○○○万円	

2 預貯金、現金など

番号	金融機関名	種類	口座番号	金額(数量)	備考
1	○○銀行○○支店	普通	1234567	○○○○円	
2	○△銀行○○支店	普通	2345678	○○○○円	
3	△△銀行○○支店	定期	3456789	○○○○円	
	現金			○○○○円	
預貯金等合計金額				○○○○円	

3 証券など

番号	内容	金額(数量)	備考(変動事項など)
1	○○証券○○支店 ○○電気 500株	○○○○円	購入日○年○月○日
2	○○証券○○支店 ○○製薬 600株	○○○○円	購入日○年○月○日

4 生命保険など

番号	内容	金額(数量)	備考(変動事項など)
1	××保険会社 生命保険契約に関する権利 証券番号 ○○○○	○○○○円	契約日○年○月○日

5 負債

ローンや借金など、マイナスの財産についても記載しておくことと万全

番号	内容(債権者)	返済残金	備考(変動事項など)
1	カードローン(株) アイウ	○○○○円	毎月12000円／返済終了○年○月
2	住宅ローン(株) abc	○○○○円	毎月60000円／返済終了○年○月

財産目録の作成

- ・不動産
- ・預貯金、現金
- ・証券
- ・生命保険
- ・負債

財産整理は生前にやっておき、相続財産評価額をきちんと確定しておくことが必要である。



専門家からのアドバイス 司法書士 田中千尋

財産目録の漏れには要注意!

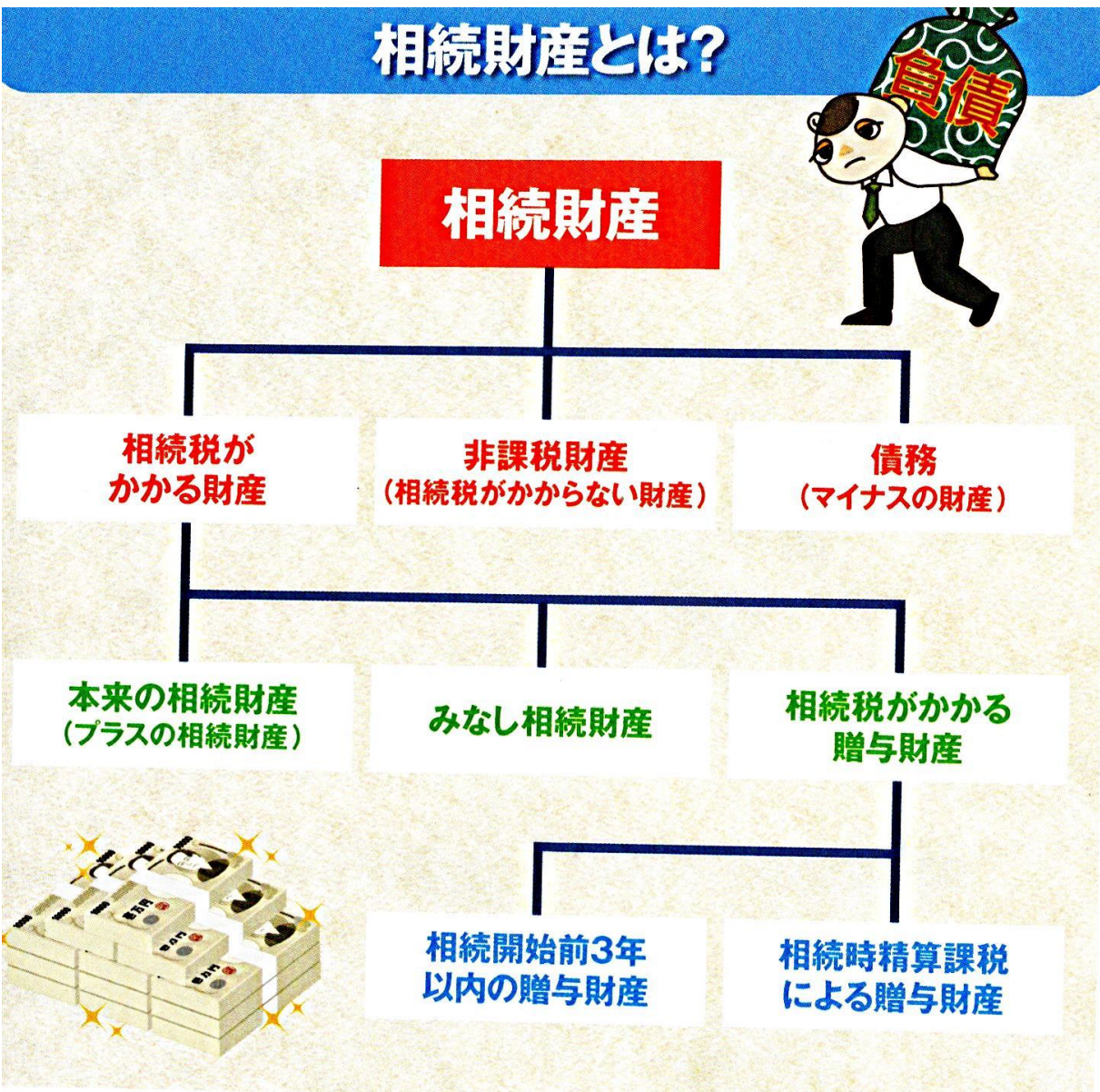
最終的に遺産分割を確定させるためには、この財産目録もすべての遺産が漏れなく記載され、各相続財産の評価額もきちんと確定しておく必要があります。万が一、財産目録に記載している財産に漏れがあり、評価金額も途中で変更になってしまうと、決まるはずの遺産分割協議が決まりませんし、相続税の申告後に漏れが発覚すると、追加

納税のほか、加算税・延滞税というペナルティも発生してしまうので注意が必要です。

漏れがちな項目は、家庭用財産、車、ゴルフ会員権等、未収となっている給与・地代・家賃・公租公課、被相続人のお金を原資とした子や孫の預金通帳、その他還付金等(高額療養費、介護保険、後期高齢者医療保険等)、海外財産などがあります。

相続財産の計上

相続財産とは？



相続の対象となる財産とは？

■プラスの財産

金融資産	現金、預貯金、有価証券（公社債、上場株式、投資信託など）
不動産	家屋（貸家も含む）、宅地（貸家建付地も含む）、農地、山林など
不動産上の権利	借地権、地上権など
動産	自動車、家財、貴金属、宝石、骨董品など
その他	ゴルフ会員権、リゾート会員権、特許権、著作権、商標など

■マイナスの財産

借金	住宅ローンなどの借入金の残金、未払い金など
保証債務	保証人、連帯保証人としての地位
公租公課	滞納している所得税、住民税、固定資産税、税金など
葬式費用	通常の通夜、葬儀社や寺などに支払った葬式費用一式 ※香典返し、初七日、四十九日などの法要の費用は除く
その他	損害賠償債務など

■みなし相続財産

死亡保険金	生命保険金、損害保険金など。相続人に支払われた場合のみ、非課税枠の適用を受けられる
死亡退職金	退職金、功労金や、これに準ずる給与などで、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したもの。非課税枠の適用あり
その他	生命保険契約に関する権利、定期金に関する権利など

■非課税財産

日常礼拝をしているもの	生前から所有していた墓地・墓石、霊廟、仏壇、仏具など ※純金製の仏壇、骨董品の仏像など高額なものは除く
寄付財産	相続税の申告期限までに国または地方公共団体や公益を目的とする事業を行う特定法人に寄付したもの
公益事業用の財産	寺社の境内地など、公益を目的とする事業に使われることが確実なもの

■贈与財産

贈与財産	被相続人が亡くなった日（相続開始日）前3年以内にもらった贈与財産、相続時精算課税制度（※）の適用財産
------	--

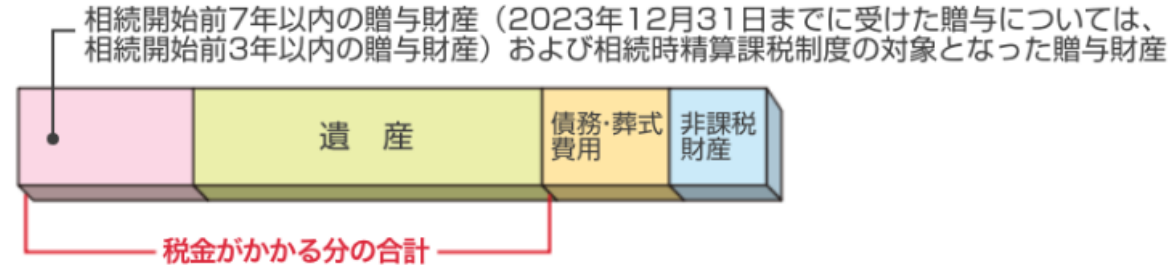
※相続時精算課税とは、60歳以上の父母または祖父母から、20歳以上の子または孫に対して、財産を贈与した場合に選択できる贈与税の制度。2,500万円まで非課税で生前贈与ができるが、贈与者が亡くなった場合は、他の遺産と同様、非課税で贈与した財産にも相続税が課せられる。詳しくは、66ページ参照。



相続税の計算事例（妻と子ども2人の場合）

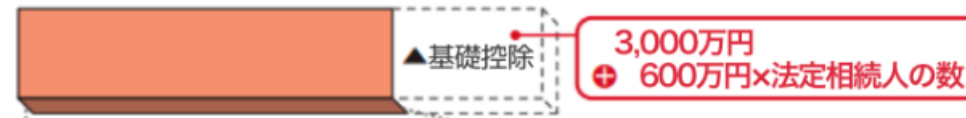
STEP 01

遺産の総額を計算します



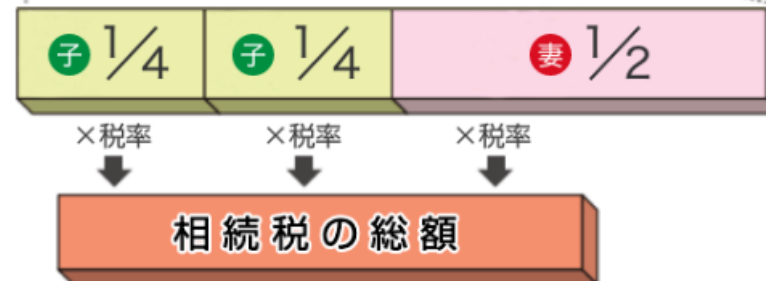
STEP 02

基礎控除分を除きます



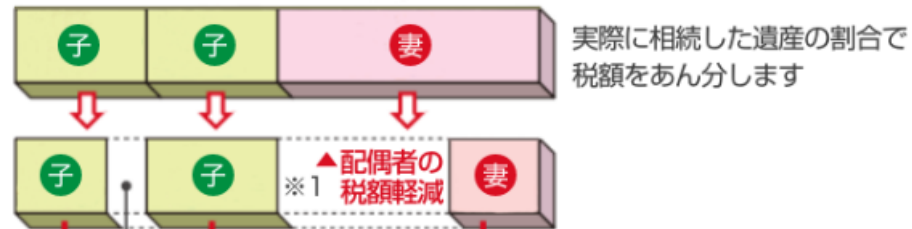
STEP 03

法定相続分に分けて相続額の総額を計算します



STEP 04

それぞれ各人の税額を計算します



STEP 05

納税額をそれぞれの相続人が納付します



相続人が証券会社や金融機関に**残高証明書(または評価証明書)**を請求する

○**上場株式**(証券取引所に上場されている株式のこと)の場合

被相続人が死亡した
日を基準にして、右記の
4つの数値を算出

①～④の中で
最も低い価格が
評価額になる

①**死亡日の 最終価格**

②**死亡月の各営業日の 最終価格の平均額**

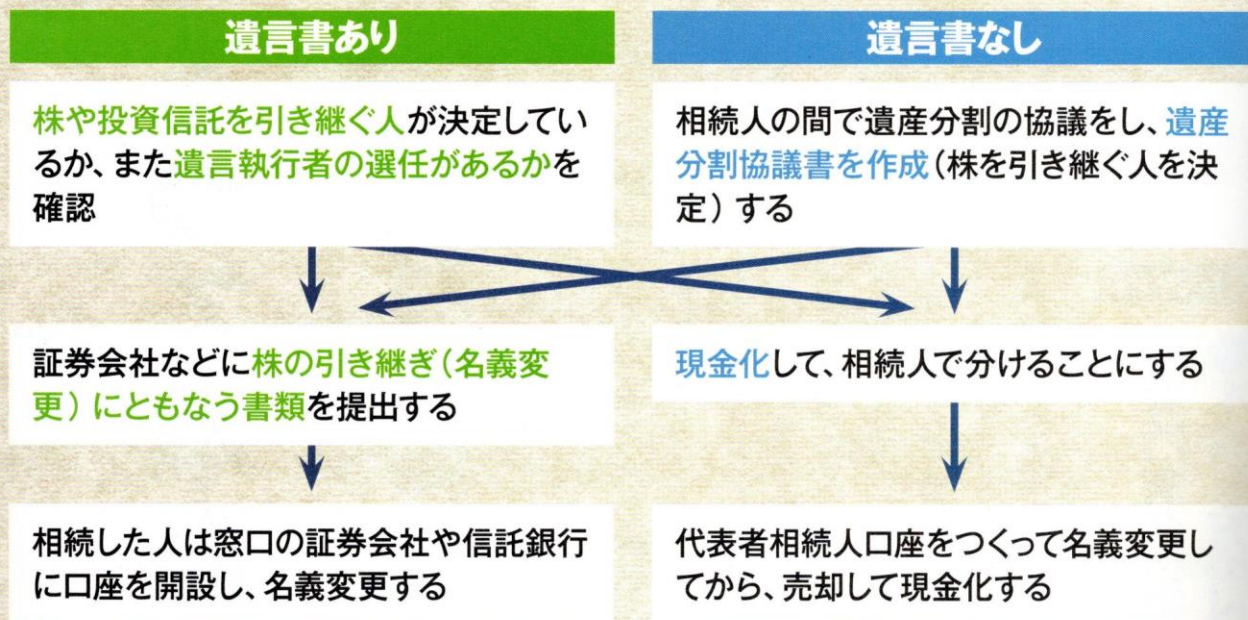
③**死亡前月の各営業日の 最終価格の平均額**

④**死亡前々月の各営業日の 最終価格の平均額**

○**投資信託**などの場合

相続開始日(被相続人の死亡日)に解約請求または買い取り請求を行ったと仮定し、支払いを受けることができる価格が評価額になる

死亡日の最終価格は、翌日の新聞に記載されているので新聞を保存しておく。



戸建ての相続税評価額

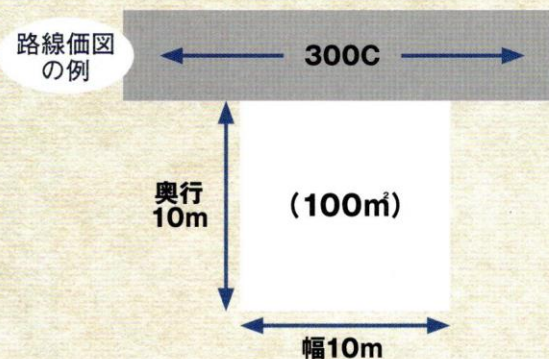
- ・建物 死亡した年の固定資産税評価額が評価額となる。
- ・土地 市街地で路線価が決められている地域では「路線価方式」で計算される。
- ・路線価 2025年7月1日 国税庁公表
- ・土地の評価額 路線価×土地面積
(角地は1.1倍しておく)

財産の種類	評価の仕方
家屋	固定資産税評価額(3年に1度改定)×1.0＝評価額
土地	市街地など→路線価方式:路線価×土地面積＝評価額 郊外地など→倍率方式:固定資産税評価額×倍率＝評価額

2つある土地の評価方法

・路線価方式

路線とは道路のことで、路線に面する標準的な宅地の1㎡あたり1,000円単位の評価額が、国税庁によって定められている。路線価に土地の面積をかけて土地の価格を計算。路線価は、毎年7月ごろに国税庁が公表する路線価図で確認できる



計算式

$$\text{路線価} \times \text{土地面積} = \text{評価額}$$

なので

$$30\text{万円} \times 100\text{㎡} = 3,000\text{万円}$$

路線価図にある「300C」の「300」が路線価。1㎡あたり1,000円単位なので、この場合の路線価は30万円。計算すると、評価額は3,000万円となる

・倍率方式

路線価が定められていない地域の評価方法。土地の固定資産税評価額に一定の倍率をかけて計算。倍率は、国税庁が定める評価倍率表で確認する

計算式

$$\text{固定資産税評価額} \times \text{倍率} = \text{評価額}$$

※国税庁のウェブサイトで、全国の路線価や評価倍率を確認することができる。土地の形状などによって、計算が少々複雑になる場合もあるので、専門家に相談すると安心

例

- ・道路沿いに記載された
数字が路線価
2000 : 200,000円/m²
(2025. 7. 1 国税庁公表)
- ・相続税評価額
= 200,000 × 敷地面積 × 1.1
(角地)

路線価図の入手方法

路線価 国税庁で検索

- ・路線価一国税庁
- ・千葉県
- ・路線価図
- ・流山市
- ・所在地を選択

分譲マンションの評価方法

※概要を知って税金の額の概算を想定（多くのケースで評価額が高くなる可能性大）。実際には相続に強い税理士など専門家に相談しましょう。

令和6年1月1日より

■3階建て以上のマンション

①建物（区分所有権）の価額
計算式

$$\text{固定資産税評価額} \times 1.0 \times \text{区分所有補正率} = \text{評価額}$$

■敷地利用権

②敷地（敷地利用権）の価額
計算式

$$\text{敷地全体の価額} \times \text{持分割合} \times \text{区分所有補正率} = \text{評価額}$$

●2階までの低層マンションには適用されません。それ以外の適用外は、27ページを参照のこと。

令和6年以降の「分譲マンションの評価方法」の改正のポイントは、「区分所有補正率」の導入です。これは、特にマンションにおいて「固定資産評価額」が市場価格との乖離が顕著なことに基づいています。

そこで今回の改正では、さまざまな観点から適正な評価額を割り出す新たな計算方法が適用されました。次のような順番で、評価額を割り出します。

①「築年数」、「総階数指数」、「専有部分の所在階」、「敷

地持分狭小度」に一定の数字を掛け合わせる。

②掛け合わされたすべての数字と「3.220」を足し合わせ、「評価乖離率」を算出。

③「1÷評価乖離率」で「評価水準」を割り出し、

④補正が必要かどうかを判断。

④補正が必要な場合は、「区分所有補正率」を掛け合わせて適正な評価額を計算（A、B）。

以上が、評価額割り出しの手順です。

A	当該一棟の区分所有建物の築年数 × △ 0.033
B	当該一棟の区分所有建物の総階数指数 × 0.239
C	当該一室の区分所有権等に係る専有部分の所在階 × 0.018
D	当該一室の区分所有権等に係る敷地持分狭小度 × △ 1.195

①「総階数指数」は、部屋が建物全体のどの位置にあるかを相対的に示す指標。「敷地持分狭小度」は、各戸が持つ敷地利用権（敷地持分）の割合がどれだけ小さいかを示す指標。

※△は「－」（マイナス、負）のこと（以下同じ）。

・従来の方法では、1階も最上階も床面積が同じであれば評価額も同じとされていたが令和6年に評価方法が見直された。

・令和6年から築年数、総階数、所在階、敷地持ち分の割合を考慮して実務価値近づける新たな計算方法が導入された。

・法務局出張所に行って建物の登記簿をもらってくる。（600円）

次頁へ続く

評価乖離率の計算式

$$\text{② 評価乖離率} = \text{A} + \text{B} + \text{C} + \text{D} + \text{3.220}$$

評価水準の計算式

$$\text{③ 評価水準} = \text{1} \div \text{評価乖離率}$$

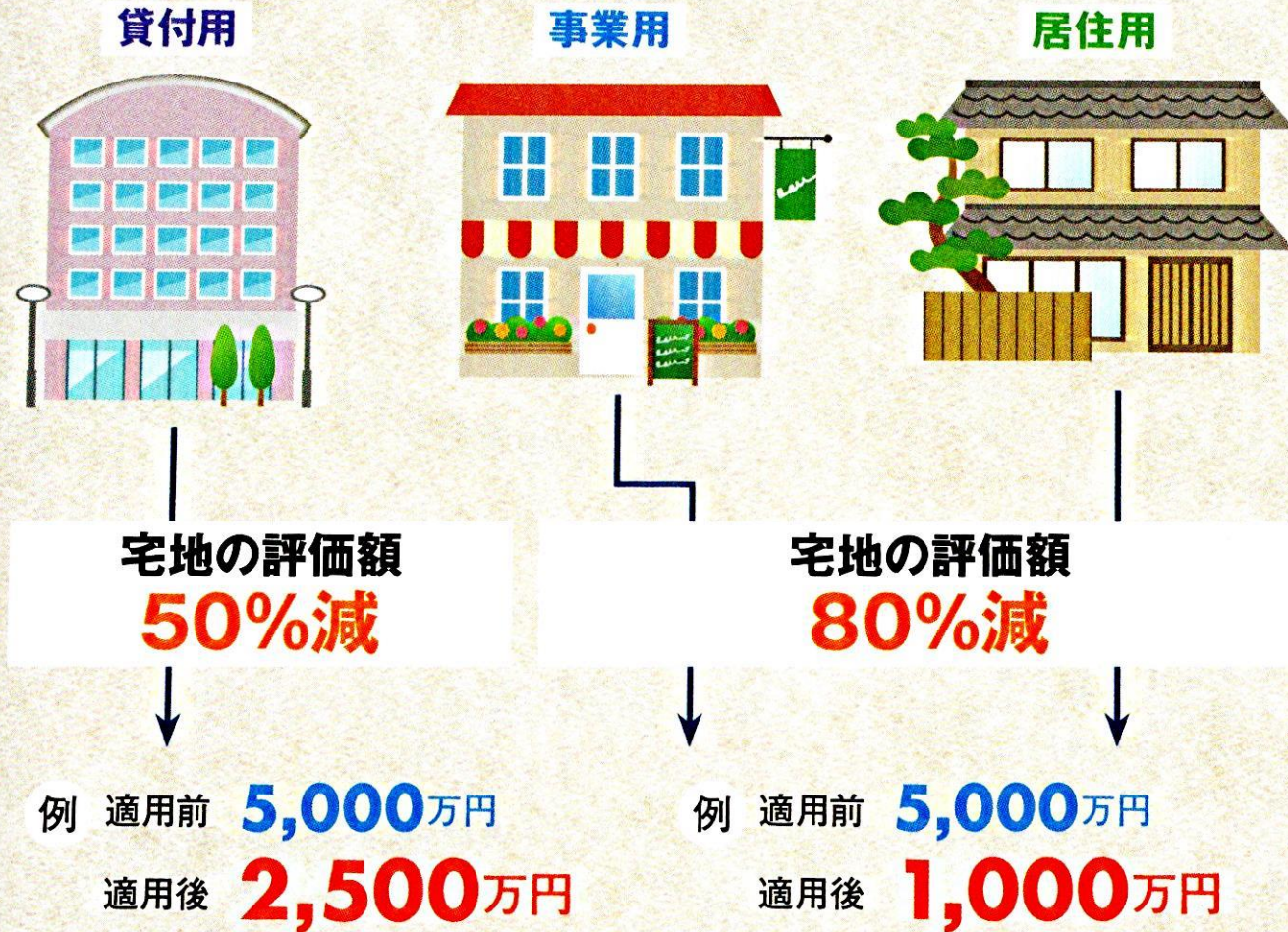
②「3.220」という数字は、市場価格と相続税評価額の平均的な乖離を示す倍率。基本的に、具体的な掛け合わせの数字は、「全国平均との乖離」を根拠に計算されたもの。③「評価乖離率」をもとに、「評価水準」を割り出す。

	評価水準 (1 ÷ 評価乖離率)	区分所有補正率	評価見直しの内容
④ 1	0.6 未満 評価乖離率が 1.666 超	評価乖離率 × 0.6	従来の相続税評価額が 理論的な市場価格の 60% 未満
2	0.6 以上 1 以下 評価乖離率が 1.666 以下 1.0 以上	補正なし	従来の評価額
3	1 超 評価乖離率が 1.0 未満	評価乖離率	理論的な市場価格まで 引き下げ

③左の表で、「評価水準」が、1、2、3のどれに該当するかを見る。その上で、④補正が必要な場合は、「区分所有補正率」をAの固定資産評価額と掛け合わせる（建物（区分所有権）の価額）。また、Bの計算式で「敷地（敷地利用権）の価額」を計算、評価額を出す。

詳細は流山市役所資産税課へ
(第1庁舎1階)

小規模宅地等の特例



相続税の負担が大幅減！

宅地の節税

小規模宅地等の特例

節税対策の基本は、財産の評価額を下げることでそこにかかる税金を減らすことである。

- ・一定の条件を満たす宅地に対し、大幅に評価を下げるができる
- ・5000万円の宅地であれば評価額80%の減となり、1000万円で評価されることになる。
- ・この特例を申請すると節税になる。

小規模宅地等の特例を満たすための要件

事業用

減額割合 **80%**

減額面積 **400㎡まで**

事業用



特定事業用宅地等

※被相続人が事業に利用していた宅地



被相続人



親族

適用条件

事業を受け継ぐ親族が取得し、相続税の申告期限まで所有していて、かつ事業を継続していること（相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等を除く）

貸付用

減額割合 **50%**

減額面積 **200㎡まで**

貸付用



貸付事業用宅地等

※被相続人が所有するマンション・駐車場などの宅地



被相続人



親族

適用条件

親族が取得し、相続税の申告期限まで所有していて、かつ貸付事業を継続していること（相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された一定の宅地を除く）

居住用

減額割合 **80%**

減額面積 **330㎡まで**

居住用



特定居住用宅地等

※被相続人が住んでいた宅地



被相続人

適用条件

配偶者の場合

条件なしで取得可能



母

同居していた親族の場合

相続開始時から相続税の申告期限まで、引き続きその家屋に住み、所有すること



子

同居していなかった親族の場合

以下のすべてを満たすこと

- ・被相続人に配偶者がいない
- ・被相続人と同居していた相続人がいない
- ・相続開始前の3年以内に日本国内にある、取得者、取得者の配偶者、3親等内の親族または取得者と特別な関係がある一定の法人が所有する家屋に住んだことがない
- ・相続開始時から相続税の申告期限まで、引き続きその宅地等を所有する



親族

適用条件（居住用の場合）

- ・宅地面積が330平方メートルまで
- ・その宅地を相続税の申請期限まで有していること。
- ・配偶者が取得する場合は、無条件で適用される。（特例の申請をすること）
- ・同居していた子が自宅の所有権を相続しそのまま住み続けていれば特例を受けることができる。
（別居している親族にも適用されるが条件が厳しい）

現金の節税

- ・現金の評価額は、1億円は1億円としてそのままの額で評価されるので現金を減らすことが節税対策の一つである。
- ・リフォームする
建物の評価は、固定資産税評価額で評価される。リフォームしても相続税評価額は変わらない。
(増築、改築すると評価額が上がる)
- ・生前贈与(孫への贈与)
毎年110万円を贈与する。
ただし、孫がお金を自由に使えるように預金通帳、印鑑を渡す、贈与契約を結ぶ。
- ・生命保険に加入する。
非課税限度額をフル活用する。
一時払い終身保険
死亡保険金を相続財産として活用する。
「500万円×法定相続人の数」が非課税となる。

贈与の特例(非課税制度)

	住宅取得等資金贈与 71ページ参照	教育資金の贈与 72ページ参照	結婚・子育て資金の贈与 73ページ参照
おもな用途	マイホームの新築費用、中古住宅の購入費用、増築費用など	入学金、授業料、学用品費、通学定期券代、留学渡航費など	挙式費用、新居費用、出産費用、不妊治療費、子の医療費、子の保育費など
受贈者	18歳以上の子・孫・曾孫(合計所得2000万円以下)	30歳未満の子・孫・曾孫(合計所得1000万円以下)	18歳以上50歳未満の子・孫・曾孫(合計所得1000万円以下)
非課税枠	受贈者1人につき最大1000万円	受贈者1人につき1500万円	受贈者1人につき1000万円
適用期限	2026年12月31日まで	2026年3月31日まで	2027年3月31日まで
契約終了時の残額	—	残額には贈与税が課税される	残額には贈与税が課税される
契約期間中に贈与者が死亡した場合の残額	課税なし	残額は相続財産に加算する	残額は相続財産に加算する

暦年課税と相続時精算課税のしくみ

暦年課税

A 年間110万円を贈与した場合



$$\frac{(110\text{万円} - 110\text{万円})}{\text{贈与額} \quad \text{非課税枠}} = 0\text{円}$$

非課税

10年続けた場合、一括贈与時(1年で1100万円の贈与)と比べて**207万円の節税**

年間110万円と400万円を比較すると、非課税枠内に収まっているAの方が得のように思える。しかし、最終的な贈与総額が大きくなるほどBの方が節税効果が高くなる。

B 年間400万円を贈与した場合



$$\frac{(400\text{万円} - 110\text{万円}) \times 15\% - 10\text{万円}}{\text{贈与額} \quad \text{非課税枠} \quad \text{税率} \quad \text{控除額}} = 33.5\text{万円} \quad \text{贈与税発生}$$

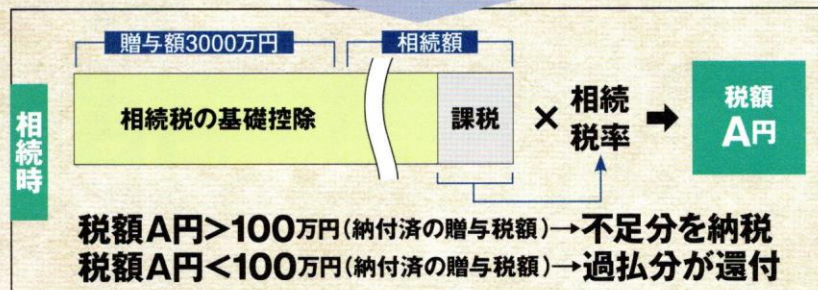
10年続けた場合、一括贈与時(1年で4000万円の贈与)と比べて**1195万円の節税**

基礎控除外で3000万円の生前贈与をした場合



相続時にすでに納付した贈与税と最終的に計算した相続税とを精算するため、現金資産の場合は生前贈与をしなかった場合の相続税額と同じ。

しかしメリットはある!



- ・財産移転を早に行える
- ・将来的に値上がりが予想される財産(有価証券、土地など)を贈与すれば、相続時に財産移転するよりも相続税が低く抑えられることも

生前贈与

A 年間110万円を贈与した場合

相続税 0円

・1100万円を一括贈与した場合

$$110\text{万円} \times 10\text{年} - 110\text{万円} = 990\text{万円}$$

$$990 \times 30\% - 90 = 207\text{万円}$$

B 年間400万円を贈与した場合

相続税 33.5万円(10年で335万円)

・一括贈与した場合

$$(4000 - 110) \times 50\% - 415 = 1530\text{万円}$$

$$1530 - 33.5 \times 10\text{年} = 1195\text{万円}$$

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

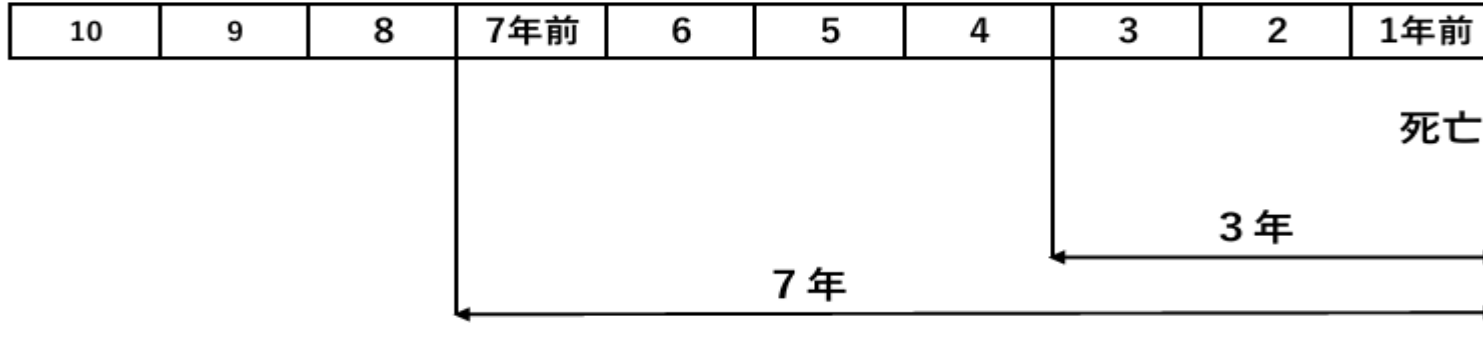
国税庁 贈与税の速算表より抜粋

生前贈与は、税務署から特に指摘されるので税理士とよく相談すること。

相続時精算課税

生前贈与の持ち越し期間の改正

「暦年贈与」による贈与



前頁Aの場合

- ・子への生前贈与を年間110万円を贈与した場合
- ・2024年1月以前は、亡くなる前3年間の贈与は相続財産に戻された。
- ・2024年1月以降7年に延長された。この間の贈与は、相続財産となるため相続財産評価額に加算して相続申告しておかないと過少申告加算税が課せられる。
- ・贈与する時には、親子で贈与契約書を交わしておくこと。（PPT26）
- ・孫への贈与は、亡くなる前7年の贈与を戻されることはない。
ただし、預金通帳、印鑑を孫に渡し、孫が自由に使えるようにすること。
入金、子を通して孫に入金するという契約書を子と結ぶこと。

毎年110万円の贈与について

- ・毎年110万円の贈与は税金がかからない。
毎年110万円贈与し続ければ10年間で1100万円となり、しかも贈与税の申告も不要。
父親の預金が減ることにより将来、亡くなった時の相続税も減る。
- ・税務署の考え方
贈与する最初の年に10年間あげると約束をしていたのではないか。
1100万円を分割してもらっているような話ではないのか。
最初の年に1100万円をもらったと考えられる。
そうであれば、110万円は最初の年しか贈与税0円は適用されない。
 $1100 - 110 = 990$ 万円は、贈与税0円の枠をオーバー
 $990 \times 30\% - 90 = 207$ 万円払ってください。
毎年定期的に贈与していると、「定期贈与」となり、申告する必要がある。
- ・対策
 - ・定期金給付契約にしない
 - ・毎年贈与契約書を交わす。
 - ・贈与契約書とそのお金の動きが分かるように銀行振り込みにする。(証拠を残しておく)
 - ・1100万円を10年分割で贈与するという約束をしないこと。
 - ・未成年の孫の場合は、贈与契約書に親権者と連名にする。
 - ・税理士と相談する。

遺言書

・遺言書は、被相続人(故人)が自分の死後の財産相続について生前に意思表示をするための書類。

・遺言書を作成することで法定相続分とは異なる相続割合を指定したり、法定相続人以外の人に財産を譲ったりすることができる。

・遺言書には本人が全文を書いた「自筆証書遺言」と公証人に作成してもらう「公正証書遺言」と「機密証書遺言」がある。

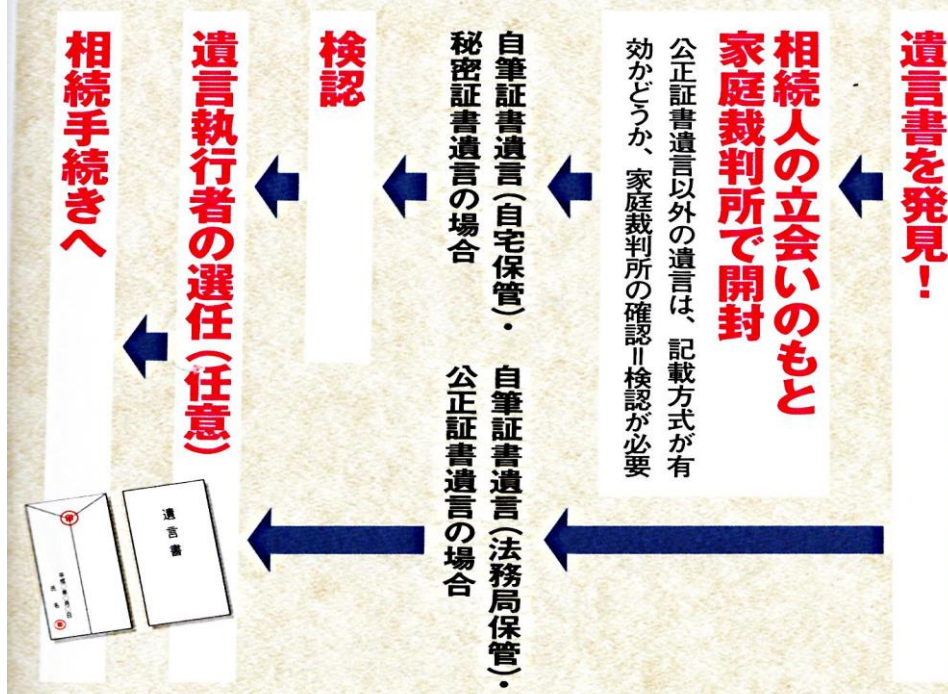
・内容に不満がある場合や遺言書が無効であると主張したい場合は弁護士に相談する。

・封筒に入った自筆証書遺言を見つけても開封してはいけない。
家庭裁判所に検認の申し立てを行う。
(申し立てから1か月後、検認の期日が郵送され、相続人立ち合いで裁判官が開封)

3種類の遺言書のポイント

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
つくる人	本人が自筆で作成 財産目録のみパソコン、代筆も可	公証人(口述筆記)	基本は本人が自筆で作成 パソコン、代筆も可
証人	不要	2人必要(未成年や利害関係のある人以外で)	2人必要(未成年や利害関係のある人以外で)
保管	遺言者本人または法務局	原本は公証役場、正本、謄本は遺言者本人	遺言者本人
秘密性	遺言の存在とその内容が秘密にできる	証人から遺言の存在や内容が漏れる可能性もある	遺言の存在は秘密にできないが、内容は秘密にできる
紛失の可能性	ある(法務局に保管すればまずない)	紛失した場合は再発行も可	ある
裁判所の検認	必要(法務局に保管すれば不要)	不要	必要
遺言が無効になること	ある	可能性は低い	ある

遺言書が見つかったら

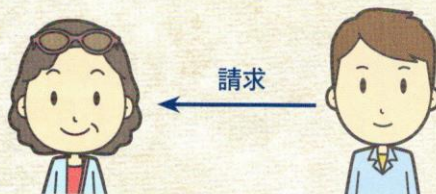


遺言書の内容に不当を感じたら

前提として「有効な遺言書」は覆せない。ただし……

！ 遺産分割の割合が極端に多い・少ない

いくら有効な遺言書であれ、遺産分割の内容が法定相続分よりも少ない場合、法定相続分の1/2までは「遺留分」として他の相続人に請求することができます。



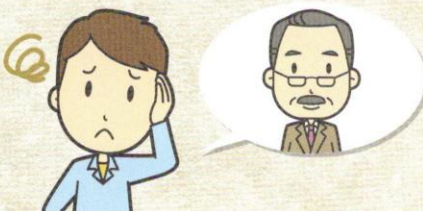
！ 書いてある内容より遺産が少ない

遺言書が書かれた日から目減りした分は考慮されず、相続時点のもので計算します。ただし、不自然なほど減っている場合、他相続人による財産隠しや使い込みの可能性があります。



！ 生前に聞いていた内容と違う

口約束ではなんの根拠もないため、遺言書が有効となります。書面で残しておけば、遺言書の日付よりあとの場合、新しい書面が有効となります。



！ 書いていない遺産が出てきた！

遺言書にない通帳や金券が出てきた……ということもときあり得ます。書かれている分は遺言書通りに分割し、新たに見つかった分はまた別に遺産分割協議を行います。



まず遺言書が有効か否かを確認しよう

遺言書がある場合には、基本的にその内容に従って相続財産を分割することになる。

遺言書の内容に納得できない場合には、以下の3つの対処法によって、自分の取り分を増やせる可能性がある。

- ①遺言書の無効を主張する
(遺言書の内容に不備があった。書いた時が重度の認知症であった)
- ②遺産分割協議を行う
(遺産分割協議に相続人全員が合意している)
- ③遺留分侵害額請求をする
(取り分が多すぎる相続人等に対して意思表示を行うことにより、「遺留分」を確保することができる)

遺言の内容を覆すためには、弁護士に相談をしながら行うようにしましょう。

遺産分割協議書

- ・遺産分割協議とは、相続人全員で遺産をどのように分割するかを話し合う手続きのことをいう。誰がどの財産を相続するかということが細かく書かれたもの。
- ・遺産分割協議書がないと不動産や車、預貯金などの名義変更の手続きが滞ってしまう。相続財産が、亡くなった方の名義のまま放置すれば、将来、大きなトラブルにつながる恐れがある。
- ・遺産分割協議書の作成は、相続税の申告期限が「相続開始を知った日の翌日から10か月以内」と定められる。
- ・遺産分割協議書に決まった様式はなくパソコンでも手書きでも良い。
- ・遺産分割協議書は、相続手続きの際に各自で利用できるように、相続人全員分の部数を作成した上で各相続人が保管する。
- ・後から見つかった遺産は、誰が相続するか、も明記しておくか、明記していない場合は再び相続人全員で新たに見つかった遺産の分け方を話し合っ決めて決める必要がある。
- ・遺産分割協議書の活用方法
相続税の申告、不動産の名義変更、預貯金の名義変更・解約払戻し、車の名義変更等に必要。

遺産分割協議書のひな形

遺産分割協議書 ← ①タイトル

被相続人 甲野太郎
 生年月日 昭和〇年〇月〇日
 死亡年月日 令和〇年〇月〇日
 本籍地 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番
 最後の住所地 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 ← ②被相続人の表記

共同相続人A、B及びCは、被相続人甲野太郎の遺産について遺産分割協議を行った結果、次のとおり分割することに合意した。 ← ③前書き

1. 不動産について
 以下の不動産は、相続人Aが取得する。
 (1) 土地
 所在地 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目
 地番 〇〇番〇
 地目 宅地
 地積 〇〇〇〇平方メートル
 (2) 建物
 所在地 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇番地〇
 家屋番号 〇〇番〇
 種類 住宅
 構造 木造瓦葺2階建
 床面積 1階部分 〇〇〇〇平方メートル
 2階部分 〇〇〇〇平方メートル
 ← ④本文 (遺産の分け方)

2. 預貯金について
 以下の預貯金は相続人Bが相続する。
 〇〇銀行〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
 口座名義人 甲野太郎

3. 有価証券について
 次の株式およびこれに関する未収配当金は、相続人Cが相続する。
 〇〇証券 〇〇支店 口座番号〇〇〇〇
 〇〇株式会社 普通株式 1000株

4. 遺産分割協議の成立後、上記以外の被相続人にかかる遺産が新たに発見された場合、相続人Cが相続する。 ← ⑤ 後日発見された財産の取扱い

以上のとおり、相続人全員による遺産分割についての合意が成立したため、本協議書を3通作成し、各相続人が署名押印のうえ、各自1通を保有する。 ← ⑥ 後書き

令和 年 月 日
 住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇〇番〇〇号
 相続人： A 実印
 住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇〇番〇〇号
 相続人： B 実印
 住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇〇番〇〇号
 相続人： C 実印 ← ⑦ 日付、署名捺印

〇〇法律事務所



専門家からのアドバイス 税理士 古尾谷裕昭

相続割合を目安に話し合うことが大切

遺産の分割は、必ず法定相続分で行わなければならないということではありません。相続人同士の協議＝遺産分割協議で自由な割合で遺産の分割を決めることができます。ただし、最終的な遺産分割を確定させるには、相続人全員の合意が必要になってくるため、遺産分割協議をする上での目安として法律上の相続割合を定めているのです。

相続人が未成年者の場合には、特別代理人を選任して手続きを代理していくことになります(基本的に親権者は代理人になれない)。特別代理人は未成年者が不利にならないように協議します。もしも法定相続分より低い割合の相続分になってしまうと、家庭裁判所の承認を受けることが実務上困難になるので注意が必要です。

相続税の税務調査が入りやすい例

富裕層



国税局の富裕層対策チームが、富裕層の申告内容や財産の移動を重点的にチェック

無申告



課税の公平を維持するため、無申告事案把握に向けた情報の収集・活用を積極的に行っている

海外資産



資産運用の国際化に対応し、海外資産の状況把握を積極的に行っている

■申告漏れ相続財産の構成比



▼ほかにもこんなケースは狙われやすい!▼

- ・申告書に記載した相続財産の額と税務署が把握している相続財産の額に差が生じている場合
- ・生前5年以内に多額の預貯金が引き出されている場合
- ・多額の借入金があるにもかかわらず、それに見合った財産がない場合
- ・子どもや孫名義の預金が収入と比較して多い場合
- ・生前の土地・株式等の譲渡代金や多額の退職金が申告書に含まれていない場合
- ・生前に不動産所得の申告があつたにもかかわらず、不動産等の申告が少ない場合
- ・生前に多額の配当所得や株式譲渡所得の申告があつたにもかかわらず、株式等の申告が少ない場合



税務署の税務調査

税務署には絶対にごまかせない！

- ・遺産相続申告後、1～2年後に調査に入ることがある。
- ・税務署は、相続の金額が正しいか申告漏れは無いかなど徹底的にチェックする。
- ・過去5年間のお金や株式などの移動使い道を重点的に調べられる。
- ・故人だけでなく相続人の財産についても資産額が不自然に多くないか。
- ・特に専業主婦の財産がチェックされる。年金しか収入が無いのに多額の金額が本人名義の口座に残っていると調査の可能性が高くなる。

- ① **事前調査** 期間 相続税申告書の提出後～
提出された相続税申告書をチェックし税務調査が必要かどうかを検討 76、78ページ参照

- ② **事前通知** 期間 税務調査予定日の7～10日前

申告から 1～2年後が目安

相続税の税務調査は申告の翌年か翌々年の秋頃が多い。また、相続税の時効は5年（悪質な脱税は7年）のため、申告期限から5年が経過すれば税務調査の心配はない。

事前通知で伝えられる内容

- ・調査対象となる納税義務者（相続人）の氏名と居住地
- ・実地調査の開始日時 ・調査場所 ・調査目的
- ・調査対象となる税目（相続税）
- ・調査対象となる期間 ・調査対象となる書類
- ・担当する調査官の氏名と所轄税務署名
- ・調査日時と調査場所の変更が可能であること
- ・上記項目に記載されていない事項でも、非違の疑いがある場合は質問調査が行われること



- 例 ■ **相続発生** 2025年2月
■ **相続税の申告期限** 2025年12月
■ **税務調査の入る可能性が高い時期** 2026年8月～2026年11月
■ **税務調査が入る可能性が低い時期** 2028年8月～2028年11月
■ **税務調査が入らない時期** 2030年12月～



- ③ **税務調査** 期間 1～2日程度、長ければ約1カ月
相続人立ち会いのもと、国税調査官が相続財産のチェックを行う 82、84、86ページ参照

- ④ **検討～終了** 期間 1～2カ月程度、長ければ約1年
調査内容を検討し、必要ならば追加調査を実施。修正箇所がなければ調査終了の通知書が送られ、修正箇所がある場合は修正申告書を作成し、追徴税額を納める 82、84、86ページ参照

①事前調査

- ・国税庁は、国税総合管理システムを使って全国の納税者を一元的に管理している。
- ・一般的に遺産相続が2億円以上になりそうな富裕層、無申告者、海外資産所有者、疑がわしい人の調査を行っている。

②事前通知

- ・相続税申告してから1～2年後、調査に入る。7～10日前に電話がある。

③税務調査

- ・調査官は2人、故人の自宅または相続人宅
- ・相続人の立ち合いで行われる。1～2日
- ・財産状況、生前贈与の記録、遺産分割協議の記録、家の中のチェック（タンス、金庫等）
- ・質問に対して正直に答えること。嘘をついてバレると最高40%の重加算税のペナルティ

④検討～終了

- ・必要があれば追加調査、修正箇所の有無、
- ・調査内容の確認署名を求められる。

税務調査の準備と当日の流れ

・税務調査前に行うこと

申告内容・財産の見直し



重加算税がかかる可能性が高い多額のミスが見つかった場合、調査前に修正申告すれば過少申告加算税で済む可能性も

資料の準備

- 相続税申告で使用した資料の原本一式
- 被相続人の通帳一式(原本)
- 相続人の通帳一式(原本)
- 相続人所有の土地の権利証や不動産など資産に関する資料
- 相続人の認印



・税務調査当日のスケジュール

10:00頃 調査官訪問

訪問する
国税調査官は
質問係と記録係の2人



調査官によるヒアリング

午前は聞き取り調査が行われます。故人だけでなく相続人のプロフィールも詳細に聞かれ、収入と財産のバランスが適切かなどを確認されます

12:00頃 休憩

13:00頃 再開

現物確認調査

帳簿や通帳を見ながらの確認作業。遺産分割協議書の内容通りに財産が分割されたかなども確認される

15:00頃

具体的な指摘や質疑応答など

税務調査は16～17時頃までには終了するのが一般的。ただし、調査内容が多い場合は2日に渡る場合も

17:00頃 終了

相続状況によって回答内容は変わるため模範解答はナシ。
しかし、必ず正直に回答するようにしよう

調査前の準備

- ・申告内容・財産の見直し
多額のミスが見つかった場合、事前に修正申告する。
- ・資料の準備
書類、預金通帳、土地建物の権利書など

調査当日

・午前中

故人の経歴、出身地、仕事の内容、趣味、配偶者や子供の職歴、経歴まで聞かれる。故人がどんな資産を築いてきたか、お金の管理は誰がしてきたのかを把握するため。質問に対して正直に答えること。嘘をついてバレると最高40%の重加算税のペナルティとなる。

・午後

午前中の聞き取りで得た情報をもとに家の中のチェックにはいる。タンスの引き出し、金庫を開けるよう要求される。(次頁へ続く)

名義預金と定期贈与とは？



専門家からのアドバイス 税理士: 桑原 弾

通帳を隠しても無駄！

税務署の職員は、被相続人の預金通帳のみならず親族の預金通帳の内容も、被相続人が亡くなる5年前に遡って調べています。

そして1回につき50万円以上の出金があると、その用途についてひとつひとつ質問してきます。通帳を見られないよう金庫にしまったとしても、すでに職員は出金記録を把握しているのです。

それならば「いっそ海外へ送金すればわからないのでは」という人もいるでしょう。ところが、100万円を超える海外への送金があった場合は「国外送金の調書」が金融機関から税務署へ提出されることになっています。海外資産が見つかった追徴税を課されるケースは意外に多いので、注意してください。

定期贈与

「毎年100万円ずつ10年間にわたって贈与する」などの契約のもとで行われる贈与で、一括贈与と同じ扱いになる

定期贈与と判断されたら…

**一括贈与として
贈与した全額が
課税対象に！**

前頁の続き

- ・故人の預金通帳のみならず相続人の預金通帳の内容も被相続人が亡くなる5年前に遡って調べる。
- ・1回に50万円以上の出金があるとその用途を質問される。
- ・調査終盤になると、調査記録確認書にサインを求められる。内容をよく確認すること。内容によっては重加算税という最も重いペナルティの証拠として使われる。

名義預金

- ・子供名義の銀行口座を作り、お金を振り込み貯金すると、故人の貯金とみなされ隠し財産として重加算税が課される。

定期贈与

PPT26参照

名義預金と定期贈与とは？

名義預金

他人名義の口座を開設し、自分のお金を管理すること。被相続人本人の預金と見なされるため、相続税よりも税率の低い贈与とは認められない

名義預金と判断されたら…

隠し財産として
「重加算税」が
かかる場合も！

定期贈与

「毎年100万円ずつ10年間にわたって贈与する」などの契約のもとで行われる贈与で、一括贈与と同じ扱いになる

定期贈与と判断されたら…

一括贈与として
贈与した全額が
課税対象に！

- ・税務調査では必ず預金通帳をチェックされる。
- ・名義預金対策
受贈者本人が通帳を管理し、財産を自由に利用できる状態にしておくこと。
- ・定期贈与対策
贈与の額や時期をずらす。
(毎年4月1日とか誕生日に贈与することのないように)

贈与契約書の作成例

名義預金や定期贈与と判断されないように、贈与のたびに金額や内容を記載した贈与契約書を作成しましょう。

契約書の作成と一緒に 銀行で通帳記入もしておこう

贈与契約書とは、贈与者と受贈者の贈与合意を客観的に記録する書類です。必ず贈与するたびに作成し、大切に保管しておきましょう。また、銀行の通帳記入で振り込み履歴を残しておく、入金・出金の記録が残るのでより安心です。

贈与者と受贈者の名前を
明記する

贈与財産を明記する

贈与の実行日、
贈与方法を明記する

契約した年月日を
明記する

贈 与 契 約 書

贈与者●●●●(以下、甲とする)と受贈者××××(以下、乙とする)は、下記の通り贈与契約を締結した。

1 甲は、下記の財産を乙に贈与し、乙はこれを受諾した。

贈与財産 現金 100万円

2 甲は、上記財産を●●○○年○月○日までに下記銀行座の乙名義に振り込むことに、甲、乙、合意した。

記

銀行口座 ○○銀行○○支店 普通預金 口座番号○○○○○○

●●××年×月×日

甲 (住所)
(氏名) 印

乙 (住所)
(氏名) 印

贈与契約書の作成例

名義預金や定期贈与と判断されないように贈与のたびに金額や内容を記載した贈与契約書を作成しておくこと。銀行送金して証拠を残しておく)

違反者のペナルティと追徴課税の一覧

違反者のペナルティは？

相続税法違反＝不正行為により相続税または贈与税を免れた者は、10年以下の懲役または1000万円以下の罰金（併科あり）

しかし、高額な脱税（億単位）や逃亡の可能性などがない限りは以下の追徴課税が一般的

無申告加算税

正当な理由なく申告期限までに申告しなかった場合に課される税金

過少申告加算税

申告期限内に提出した申告書の金額が不足していた場合に課される税金

重加算税

課税対象の財産を意図的に隠していた場合に課される税金

延滞税

相続税の納付期限（被相続人の死亡を知った日から10カ月以内）までに納税されなかった場合に課される税金

追徴課税の一覧

税名	内容		税率
無申告加算税	申告期限までに申告せず、自主的に期限後申告した場合		5%
	税務調査により期限後申告した場合	納税額のうち50万円までの部分	15%
		納税額のうち50万円を超える部分	20%
過少申告加算税	自主的に修正申告した場合		—
	税務署に指摘されて修正申告した場合		10%
		追徴税額が「期限内申告税額」または「50万円」のいずれか多い金額を超える部分	15%
重加算税	財産を意図的に隠す、または証拠書類を隠蔽した上で申告した場合		35%
	財産を意図的に隠す、または証拠書類を隠蔽した上で申告しなかった場合		40%
延滞税	納付期限の翌日から2カ月以内に納付した場合	年7.3% or 特例基準割合+1%の低い方(※)	
	納付期限の翌日から2カ月を越えた場合	年14.6% or 特例基準割合+7.3%の低い方(※)	

※特例基準割合とは、各年の前々年9月から前年8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で割って得た割合に、さらに年1%を足した数字。2025年の特例基準割合は1.4%。

相続税の申告を自分で行う方法

STEP1 法定相続人を確定させる (20ページ参照)

相続の手続きをするには、最初に「誰が相続人なのか」を確定させる必要があります。そのため、被相続人の「出生から死亡した時までの戸籍・除

籍・改製原戸籍謄本」が必要になります。戸籍の収集は時間がかかることも珍しくなく、数カ月かかることもあるので早めに取り掛かりましょう。

STEP2 相続財産を確定させる (38ページ参照)

被相続人がどんな財産をどれくらい持っていたのかも、確定させる必要があります。現金、預貯金、有価証券、生命保険だけでなく、土地や建物の評

価額も算出しなければなりません。そのうえで、それぞれの相続人が、どの財産をどれくらい相続するかも決めます。

STEP3 必要な書類の手配 (118ページ参照)

相続税の申告に必要な書類を揃えます。相続人の戸籍や印鑑証明、銀行の預金残高証明書、登記簿謄本など、集めなければならないものはたくさん

あります。オンラインで手続きできるものもありますが、窓口に行かなければ取得できないものもあり、予想外に手間がかかる作業となります。

STEP4 「相続税の申告書」の作成 (122ページ参照)

遺産の分割が決まり、必要な書類を揃えたら、「相続税の申告書」を作成します。申告書は順番通りに記入していけば完成するようになっていま

すが、かなりのボリュームがあり、作成には時間が必要です。完成したら必要書類とともに税務署に提出しますが、提出期限に注意してください。

個人で申告するメリット

・税理士などへの
費用がかからない



個人で申告するデメリット

- ・節税が難しい
- ・申告漏れの可能性が高まる
- ・土地の評価を間違える可能性が高い
- ・税務調査が入る確率が高くなる
- ・税務調査に自身で対応

相続税の申告

- ・相続人でもできる。
税理士や司法書士に支払う費用が不要。
かなりの手間と時間がかかる。
書類の不備、申告漏れ等の恐れがある。
土地の評価を間違える可能性が高い。
税務調査が入る確率が高くなる。
- ・相続税の申告は税理士、土地建物の登記は司法書士の専門家に依頼する。
・手続きに不備が起きにくい。
(過少申告や重加算税のペナルティを防げる)
・特例や控除を活用して節税につなげるノウハウをもっている。

ま と め

相続金額

相続税の対象となる相続財産は、すべて正直に申告すること。
申告漏れ、意図的に財産を隠すと過少申告加算税や重加算税などの追徴税が課される
ので注意。(税務署は徹底的にチェックする)

毎年110万円以内の贈与

定額贈与とみなされない対策をとること。税理士、信託銀行に相談するとよい。

遺産分割

遺産分割は、必ず法定相続分で行わなければならないということではない。
相続人同士の協議で自由な割合で分割を決めることができる。
遺産分割協議書を作成する。

節税対策

- ・相続金額を減らす (PPT23)
- ・一次相続、二次相続税を考慮した分割方法を考える (PPT13)
- ・配偶者控除の特例を申請する (PPT10)
- ・小規模宅地等の特例を申請する (PPT21)

遺言書

- ・生前に相続人に対して納得のいく分割方法を示しておくトラブルがない。
(遺言書は、自分の思い通りに作成すると後で問題が起きる可能性があるので、夫婦で相談して決めるとよい)
- ・遺言書の開封は、家庭裁判所で行われるので約1か月かかる。

相続税の申告手続き

- ・相続人でも手続きはできるが時間と労力がかかる。
- ・お金はかかるが税理士、司法書士に依頼することも検討する。

税務署の税務調査

- ・調査官は必ずやってくるという覚悟でいること。
特に専業主婦の財産がチェックされる。年金しか収入が無いのに多額の金額が本人名義の口座に残っていると調査の可能性が高くなる。(隠し財産として重加算税が課される)
質問に対して正直に答えること。嘘をついてバレると最高40%の重加算税のペナルティが課される。
- ・多額の金銭の移動は、使途の理由、預金通帳への記録をして証拠を残しておく。証拠がないと認められない
- ・相続税の時効は5年(悪質な場合は7年)。この期間が過ぎれば税務調査は入らない。

参考資料

- ・図解ですぐにわかる！！
身内が亡くなったあとの手続きと相続
2025年決定版 A4版 大洋図書
1180円(税込)



- ・プロが教える相続・贈与のすべて
令和7年度版 A4版 コスミック出版
1100円(税込)



終